

3歳児クラスから5歳児クラスまでの認可外保育施設等を利用するお子さんの

利用料が月額37,000円まで無償化※1されます。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの認可外保育施設等を利用する区民税非課税世帯のお子さんの

利用料が月額42,000円まで無償化※1されます。

※1 施設等利用給付を受けることができます。

対象者・給付額について

- 認可外保育施設を利用している3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの区民税非課税世帯のお子さんは月額42,000円までの利用料※2について施設等利用給付の対象となります。

※2 日用品の購入費、行事への参加費、食事の提供費、送迎費等は施設等利用給付の対象外です。

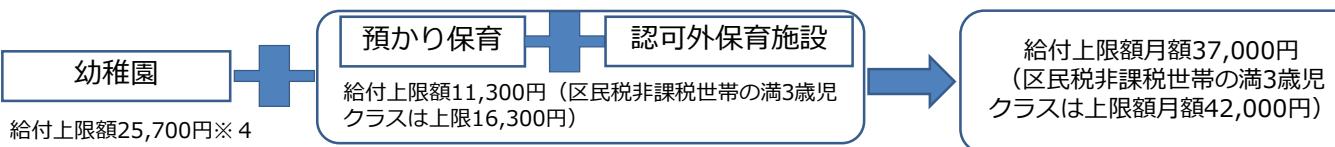
○認可外保育施設のみ利用

給付上限額月額37,000円
(区民税非課税世帯の0～2歳児クラスは上限額月額42,000円)

○他のサービスとの併用



○幼稚園との併用 (幼稚園が預かり保育を実施していない、もしくは十分な水準でない場合※3に限る。)



※3 ①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満の場合

※4 新制度幼稚園または認定こども園（1号）との併用の場合は無償化。

○認可保育施設、企業主導型保育所との併用の場合は、認可外保育施設の利用料は施設等利用給付の対象外です。

○対象施設は、都道府県に届出を行っている認可外保育施設等のうち国が定める基準を満たし、かつ区の確認を受けている施設となります。

お問い合わせ先

保育の必要性の認定・認可外保育施設の利用料の償還払いについて

:保育サービス課民間保育第二係

幼稚園について:教育委員会事務局 学務課幼稚園係

電話:3579-2494

電話:3579-2613

1.施設等利用給付認定とは

無償化の対象となるためには「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書」にて施設等利用給付認定の申請が必要になります。

認定の対象者は3~5歳児クラス、0~2歳児クラス（区民税非課税世帯のみ※）のお子さんがいる保護者で、保護者に「保育の必要性がある」ことが条件です。

※区民税額は、8月までは前年度、9月以降は当該年度を参照します。そのため、年度途中から対象、または対象外になる場合があります。

※児童のクラス年齢は「当該年度4月1日時点での年齢」となるため、年度末までは同じクラスとなります。

2.お手続きの流れ

（1）施設等利用給付認定の申請

「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書」にご記入のうえ、ご自身が該当する「保育を必要とする事由」が確認できる書類を添付し、ご提出ください。

【提出書類】

- ① 「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書」
- ② 保育を必要とする事由を確認するための書類（ご両親）
- ③ 個人番号（マイナンバー）の提供について
- ④ 該当する場合に必要となる書類（ひとり親世帯の方、保護者が外国籍の方、自営業の方など）

申請書提出期限：令和7年3月12日（水）まで

【提出先】板橋区役所子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係

（2）施設等利用給付認定の決定

ご提出いただいた書類をもとに審査を行い、区から保護者様へ「施設等利用給付認定証」を送付いたします。

認定には認定期間が定められており、認定期間内について施設等利用給付の対象となります。期限を過ぎると施設等利用給付の対象外となりますので、認定を継続するためには再度お手続きが必要となります。

3. 保育を必要とする事由、必要書類について

- ・ご両親それぞれに「保育を必要とする事由」のいずれかに該当している必要があります。
- ・保育を必要とする事由は、認可保育所等を利用する際に必要な事由と同一の条件となります。
- ・不足書類、書類に不備がある場合などは再度提出を依頼することができます。書類のご提出がいただけない場合は、申請を却下とする場合があります。

申請書や保育の必要性を証明する書類は、

板橋区ホームページ>子育て・教育・生涯学習>子どもを預ける>認可外保育施設>幼児教育・保育無償化（認可外保育施設）
の各リンク先からダウンロードできます。

こちらから区ホームページにアクセスできます。→

